

みんかん ちんたいじゅうたく
4 民間の賃貸住宅

けいやくしょ かくにん
4-5 契約書で確認すること

けいやくしょ けいやく か ひと か ひと けんり ぎむ と き けいやくしょ しょめい
契約書による契約は、貸す人と借りる人との権利と義務をはっきりしておく取り決めです。契約書へ署名
じぶん なまえ か けいやくしょ か どうい まも ないよう
(自分の名前を書くこと)することは、契約書に書かれていることに同意し、きちんと守るということです。内容を
よ せつめい けいやくしょ か りかい しょめい たいせつ
よく読み、説明してもらいましょう。そして、契約書に書いてあることを理解してから署名することが大切です。
つぎ かなら かくにん ふせ たいせつ
次のことは必ず確認しましょう。トラブルを防ぐためにもとても大切です。

やちん かんり ひ 家賃、管理費	きんがく しはらいび しはらいほうほう 金額と支払日、支払方法など
きんし じこう 禁止事項	きんし ペットの禁止など
けいやく こうしん かのう 契約の更新が可能かどうか	けいやくきかん ねんかん ねんた けいやく やめし こうしんりよう せいきゆう 契約期間はふつう2年間です。2年経ってまた契約をするときに、家主から更新料を請求さ ふどうさんや こうしんてつづき てすりよう せいきゆう れることがあります。不動産屋からも更新手続の手数料を請求されることがあります。
けいやくしゅうりようじ じょう 契約終了時の条件	けいやくしゅうりようじ しききん かえ こうがく ひよう せいきゆう 契約終了時に敷金が返されなかったり、高額なハウスクリーニングの費用を請求されること かいはく しはら ひよう まえ き けいやく があります。解約するときに支払うこととなる費用を前もって決めてから契約します。